

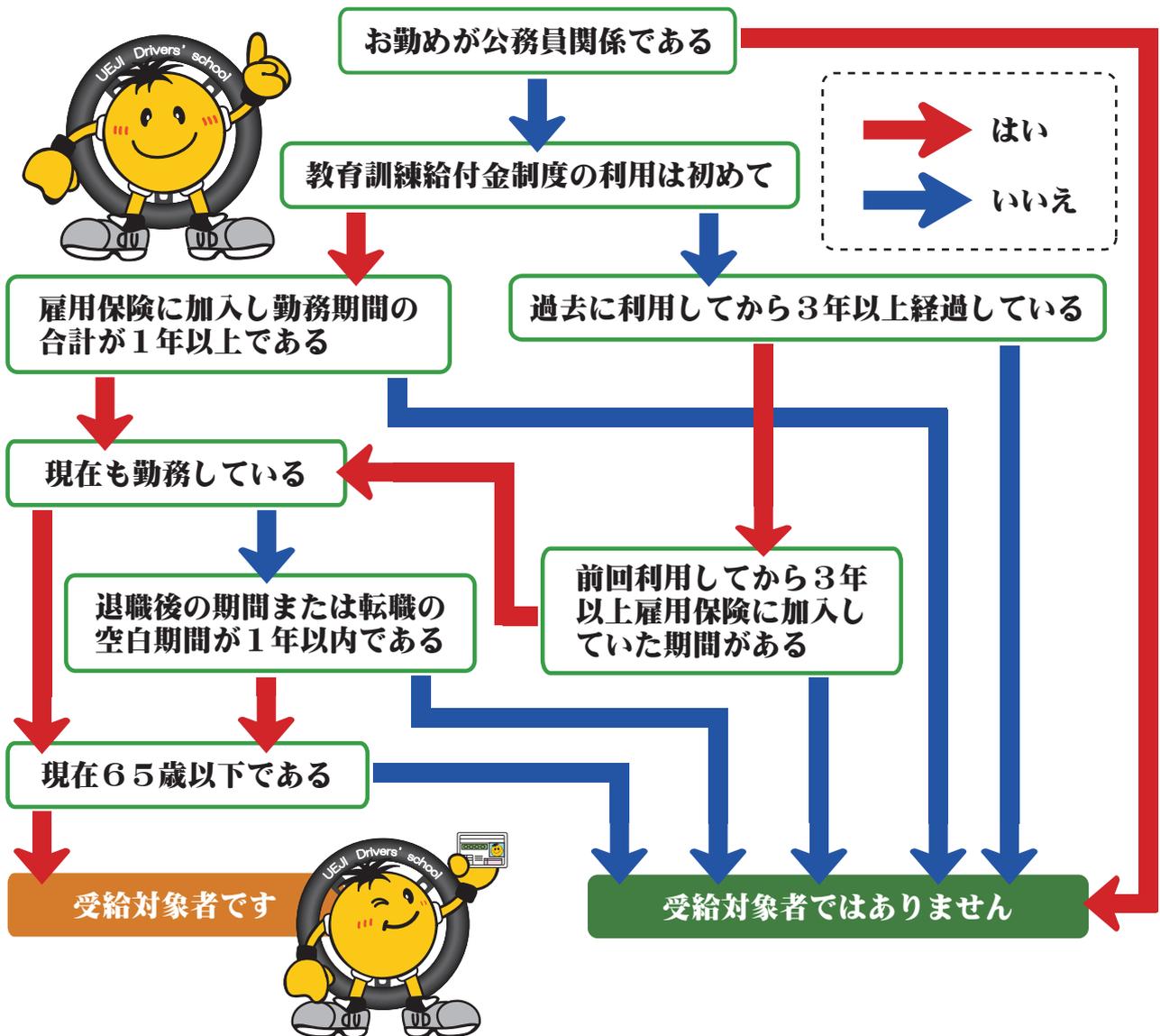
教育訓練給付制度とは

働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワーク（公共職業安定所）から支給します。

受給条件

- ① 在職者の場合は、支給要件期間（雇用保険の被保険者として雇用された期間）が**通算して3年以上の方**（ただし、初回に限り1年以上の方）
- ② 離職者の場合は、離職日の翌日以降、受講開始日までが**1年以内であり、かつ支給要件期間が通算で3年以上の方**
- ③ 過去に教育訓練給付制度を受けた方は、**3年以上経過していること**
- ④ 勤務先が公務員関係ではない方
- ⑤ 65歳以下の方

受給対象者可否チェック表



教育訓練支給までの流れ

ステップ ① 受給資格の確認

上記の受給対象者可否チェック表で確認できますが、念の為にハローワークに支給要件照会※1をしましょう。上地自動車学校またはハローワークで配布される「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し、本人の住居所を管轄するハローワークに提出して下さい。

照会結果は「教育訓練給付金支給要件回答書」によってお知らせがあります。

※1 支給要件照会を行わなくても、修了後の支給は可能です。

【支給要件照会の際に持参するもの】

- ・ 本人の確認できる書類 ※『運転免許証』『国民健康保険被保険者証』『雇用保険受給資格者証』『住民票』など
- ・ 印鑑
- ・ 雇用保険被保険者証
- ・ 教育訓練給付金支給要件照会票

ステップ ② 入所手続き

上地自動車学校にて手続きを行います。

【必要書類等】

- ・ 「教育訓練給付金支給要件回答書」
- ・ 運転免許
- ・ 印鑑
- ・ 対象講座の教習料金 ※2
- ・ 眼鏡等

※2 給付金は申請後支給されますので、給付対象額ではなく下記に記載されている講座の教習料金の【当校に支払う総額】を入所日までにご用意下さい。

ステップ ③ 教習受講

必要時間（時限）の教習を行います。

ステップ ④ 教習修了

卒業検定に合格すると、受講講座の修了です。

ステップ ⑤ 給付金の申請

受講講座修了後、1ヵ月以内にハローワークに必要書類（支給申請書、修了証明書等）を提出して申請は完了です。

ステップ ⑥ 給付金支給

支給決定された給付金が指定口座に振込されます。

受講に関してのご注意

- ・ 受給対象者でなければ、教育訓練給付講座の受講は出来ません。
- ・ 途中退所の場合、給付は受けられません。
- ・ 教習途中での講座の変更は出来ません。
- ・ 複数の教育訓練給付講座を利用することは出来ません。
- ・ 既に教習中の方は、途中からこの給付制度をご利用いただくことは出来ません。

講座の教習料金

支給対象講座名	訓練期間	総訓練時間	当校に支払う総額	給付対象額 (教育訓練経費)	給付予定額	給付後本人負担予定額	指定番号
中型自動車免許 (普通MT免許所持)	1ヶ月	15時間	194,230	176,418	35,283	158,947	233641120010
大型特殊免許 (普通免許所持)	1ヶ月	6時間	107,244	99,792	19,958	87,286	233641120022
牽引自動車免許 (普通MT免許所持)	1ヶ月	11時間	163,620	155,736	31,147	132,473	233641120035

※ 上記の総訓練時間は時間表記です。実際受講していただく教習は1時限が50分単位の教習になります。

(中型自動車免許は【15時限】/大型特殊免許は【6時限】/牽引自動車免許は【12時限】になります。)

※ 平成23年10月1日～平成26年9月30日に入校される方が対象です。

※ 教習料金には教習課程を規定で修了するために必要な料金が全て含まれております。

※ 原則として、その他の割引を併用することは一切できません。

※ 給付予定額は条件によって変動する場合がありますので、予めご了承ください。

※ お客様の不注意または故意による講習遅延の場合、別途追加費用が必要となります。

※ 当校に通学できる方のみ対象になります。

※ 検定料、写真代、愛知県証紙代、延長教習料は給付対象金額に含まれません。

・ 技能教習の延長(追加)料金は、

中型自動車【1時限につき6,850円(税込7,398円)】

大型特殊自動車【1時限につき7,400円(税込7,992円)】

けん引自動車【1時限につき7,600円(税込8,208円)】が必要になります。

・ 検定で不合格になった場合に必要となる料金は、

中型自動車【1回につき修了/卒業検定料6,650円(税込7,182円)と

技能教習料【1時限につき6,850円(税込7,398円)】

大型特殊自動車【1回につき卒業検定料6,300円(税込6,804円)と

技能教習料【1時限につき7,400円(税込7,992円)】

けん引自動車【1回につき卒業検定料6,700円(税込7,236円)と

技能教習料【1時限につき7,600円(税込8,208円)】が必要になります。

・ 無断キャンセル等で生じたキャンセル料【1時限につき1,000円(税込1,080円)】が必要になります。

教習開始2時限前までに連絡があった場合は【無料】です。

「教育訓練給付制度」の詳細は、中央職業能力開発協会のホームページをご覧ください。